

久喜市高齢者ふれあい元気サロン事業補助金

申請の手引き【令和8年度版】

1. 久喜市高齢者ふれあい元気サロン事業とは

市民ボランティア団体又は個人ボランティアの方が、家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に集いの場を提供し、介護予防を目的とした趣味活動や健康体操・音楽療法等の活動を実施することです。

事業の効果として、家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、友達作りや生きがい作りを支援することで、要介護状態への進行を予防することが期待できます。

【趣旨】第1条

2. 補助金を受けられる団体又は個人とは

市民ボランティア団体又は個人ボランティアの方で、

- ・事業の目的・代表者等に関する定めがあること
- ・活動を代表する者が市内に住所を有すること
- ・営利を目的としないこと

ただし、市が交付する他の補助金又は社会福祉法人久喜市社会福祉協議会福祉活動助成金（「ふれあい・いきいきサロン事業」に限る）を受けている場合は、久喜市高齢者ふれあい元気サロン事業補助金を受けられません。

【補助の対象となるもの】第2条

3. 補助対象となる事業内容とは

次の各号全てに該当する事業です。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者を対象とする
- (2) 1回の活動につき、おおむね5人以上の高齢者の利用が見込まれる
- (3) 1年を通して月1回以上活動している
- (4) 活動場所は、市内の建物及び公園等
- (5) 緊急時における対応方法及び連絡体制が整備されている
- (6) 活動中は、利用者の安全に配慮している

【補助対象事業】第3条

- ・市内在住の65歳以上高齢者の利用が5人以上見込まれるか否かについて、職員が各会場に赴いて確認させていただきます。当日は、名簿や出席簿等の提示をお願いいたします。
- ・補助事業にかかる領収証は、事業期間終了後、実績報告に添付が必要なため、領収証の受領と保管をお願いします。
- ・原則、領収書の添付ができない経費は、補助対象外となります。

4. 補助対象経費と補助額について

- ・補助の対象経費は、下表内の事業費です。
- ・補助額は、対象経費に補助率をかけた金額です。
- ・補助金の年間限度額は、(1)が10万円、(2)から(4)の合計が5万円です。

	対象経費	補助率
(1)	事業において使用する建物等の利用料または賃借料	2分の1 (1円未満切り捨て)
(2)	遠足等のために使用する車両の借上料	2分の1 (1円未満切り捨て)
(3)	遠足等のために利用する公共交通機関の運賃	10分の10
(4)	利用者に係る傷害保険料	10分の10

<p>(1) 日頃の活動で利用する場所の利用料又は賃借料です。 月々の光熱水費や、遠足時の施設利用料は、対象外です。</p> <p>(2) 遠足目的地までの往復に必要な車両（貸し切りバスまたは貸し切りタクシー、レンタカー等）の借上料です。運転手等への謝金は対象外です。 レンタカーは、車両の借上料と借上げに付随するガソリン代を対象とします。 レンタカーの車両保険の費用は対象外です。 遠足の下見に必要な経費は対象外です。</p> <p>(3) 最寄り駅から遠足目的地までの往復運賃です。 公共交通機関は鉄道、路線バスとし、鉄道運賃、バス運賃が対象経費です。 また、遠足の下見に必要な経費は対象外です。</p> <p>(4) 補助対象事業の利用時間中の傷害（ケガ）に対して補償される通年または遠足時の保険です。</p>
--

【補助対象経費と補助金の額】 第4条、第5条

5. 交付決定までの流れ

日 程	申請者の手続き	久喜市
令和7年 9月30日（火）まで	令和8年度分補助金 事業計画書提出、事前協議	事前協議
令和8年 5月22日（金）必着	令和8年度分 補助金交付申請書提出	書類審査 実施状況確認
6月下旬		交付決定通知の 送付
7月24日（金）必着	補助金請求書提出	
8月下旬		補助金の振込み (概算払い)
令和9年 4月23日（金）必着	令和8年度分 補助金実績報告書の提出	書類審査
5月上旬	※精算（超過額がある場合は、 納付書にて戻入）	補助金確定通知

6. 事前協議について

令和8年度補助金を受けようとする場合は、補助事業内容について、令和8年度事前協議書、事業計画書及び収支予算書を作成し、令和7年9月30日(火)までに市に提出のうえ、市と事前協議してください。

事前協議においては、主に次の内容を資料として提出してください。

- (1) 団体構成
- (2) 事業開始の経緯・目的
- (3) 今までの活動内容、今後の事業日程・実施内容
- (4) 参加者募集方法 など

【補助事業に関する事前協議】第6条

※ 事前協議書については、巻末の記入例を参考にしてください。

7. 申請手続き（申込み）について

交付申請書の提出期限は、令和8年5月22日(金)です。

交付申請書は様式第1号、別紙1、別紙2を使用し、他に、次の書類を添付してください。

押印の見直しにより、様式第1号への団体又は個人の印は不要になりました。

- (1) 事業の実施目的、代表者等に関する定め
(申請日現在で最新の総会資料、会則、名簿 等)
- (2) 緊急時の対応及び連絡体制に関する書類
(傷害保険加入の写、連絡網 等)
- (3) 実施事業の内容に関する書類（利用案内等）

※ (3) の書類は、対象となる市民からの問合せに活用させていただきます。

【交付申請書の書式等】第7条

8. 補助金等交付の条件

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認をうけること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

【補助金等の交付の条件】久喜市補助金等の交付に関する規則第8条

9. 交付決定の取消しについて

次の各号に該当する場合、補助金の交付額が決定または確定した後も、補助金の交付決定の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の使途に使った場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または市長の命令に従わなかったとき

【交付決定の取消し】第 11 条、久喜市補助金等の交付に関する規則第 17 条

10. 補助金額の算定方法の例

対象経費 (1) 施設利用料 1 回 2,000 円 × 年 12 回 = 24,000 円

$$24,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 1/2 = 12,000 \text{ 円 (補助金額)} \dots \textcircled{1}$$

対象経費 (2) バス代 80,000 円 × 1 回 = 80,000 円

$$80,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 1/2 = 40,000 \text{ 円 (補助金額)} \dots \textcircled{2}$$

対象経費 (4) 傷害保険料 800 円 × 10 人 = 8,000 円

$$8,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 10/10 = 8,000 \text{ 円 (補助金額)} \dots \textcircled{3}$$

	(補助金額)
上記①12,000 円 < 100,000 円	→ 12,000 円
②40,000 円 + ③8,000 円 = 48,000 円 < 50,000 円	→ 48,000 円
	(計) 60,000 円

11. 実績報告について

●実績報告書の提出期限は、令和9年4月23日(金)必着です。

実績報告書は様式第4号、別紙1、別紙2を使用してください。

押印の見直しにより、様式第4号への団体又は個人の印は不要になりました。

<添付書類>

- ・領収証の写し … 申請した部分（建物等の利用料、遠足のバス・タクシー、傷害保険料）について提出してください。

なお、公共交通機関運賃領収証の添付が難しい場合は、別紙2（決算書）にかかった費用について詳細に内訳を記載してください。

担当が公共交通機関の運賃を確認いたします。

- ・実績報告書提出日現在で最新の総会資料（または準ずるもの）

【実績報告書の様式等】第9条

12. 補助金に関する書類の提出、問合せ先

■久喜市役所福祉部高齢者福祉課
高齢者福祉係

〒346-8501 久喜市下早見 85-3

電話 22-1111 (内線 3278)

■菖蒲行政センター内 菖蒲福祉係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38

電話 85-1111 (内線 156)

■栗橋行政センター内 栗橋福祉係

〒349-1192 久喜市間鎌 251-1

電話 53-1111 (内線 235)

■鷺宮行政センター内 鷺宮福祉係

〒340-0295 久喜市鷺宮 6 丁目 1-1

電話 58-1111 (内線 143)

※この手引きの内容は、令和7年9月1日現在のものです。